懲戒処分規程

（目　　的）

第１条　この規程は、公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟（以下「本連盟」という。）の競技者等及び役職員等に対する懲戒の種類及び方法について定める。

（対象者）

第２条　本連盟は、次に掲げる者（第１号から第６号までに該当する者及びこれらに準ずる者を「競技者等」といい、第７号に該当する者及びこれに準ずる者を「役職員等」という。）について、この規程に基づき、公正かつ適切に懲戒処分を行う。

（１）本連盟の会員登録規程に基づき会員登録をしている会員
（２）本連盟の競技者登録規程に基づき競技者登録をしている競技者
（３）本連盟の強化指定選手等に関する規程に基づき強化指定された選手
（４）本連盟が指定するデモンストレーター
（５）本連盟が定める各種資格を本連盟より付与された者
（６）強化指定選手等の活動をサポートするスタッフとして本連盟が指定した者
（７）本連盟の役員、評議員、各委員会の委員及び事務局職員
（８）その他前各号に準ずる者

（懲戒処分の種類）

第３条　競技者等に対する懲戒処分の種類は次のとおりとし、これらを単独で又は併せて課すことができる。

（１）戒告　　始末書を提出させ、厳重に注意する。
（２）資格の停止　　強化指定選手、強化スタッフ、デモンストレーターその他本連盟が付与した資格を無期限又は期限を付して停止する。
（３）資格の剥奪　　強化指定選手、強化スタッフ、デモンストレーターその他本連盟が付与した資格を剥奪する。
（４）競技者登録の停止　無期限又は期限を付して、本連盟の競技者の登録を停止する。
（５）会員登録の停止　　無期限又は期限を付して、本連盟の会員登録を停止する。

２　役職員等に対する懲戒処分の種類は次のとおりとし、これらを単独で又は併せて課すことができる。

（１）戒告　　始末書を提出させ、厳重に注意する。
（２）出勤停止　　無期限又は期限を付して、出勤を停止し、その間の給与・報酬等は支給しないものとする。
（３）減給　　給与・報酬等を一定額減額する。
（４）降格　　職位又は等級を降格させる。
（５）解任　　役職を解任する。
（６）諭旨退職　　退職願の提出を求め、解雇する。
（７）懲戒解雇　　即時解雇し、退職金は支給しないものとする。

（懲戒事由）

第４条　競技者等及び役職員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、情状に応じて、前条に定める懲戒処分を行う。

（１）本連盟の規程に違反した場合
（２）法令、他の団体の諸規則又は公序良俗に違反した場合

（３）故意又は過失で本連盟に損害を与えた場合
（４）本連盟、競技者等若しくは役職員等の名誉を害し、又は信用を傷つける行為をした場合
（５）本連盟の秩序又は風紀を著しく乱す行為をした場合
（６）その他前各号に準ずる事由がある場合

（懲戒処分の決定等）
第５条　競技者等及び役職員等は、自らが前条の懲戒事由に該当するとき、又は他の競技者等若しくは役職員等が前条の懲戒事由に該当することを知ったときは、直ちに本連盟に報告するものとする。
２　コンプライアンス委員会は、懲戒事由に該当する事実及び懲戒処分の種類について公正かつ厳正に審議し、その結果を理事会に答申する。
３　理事会は、コンプライアンス委員会の審議結果等を踏まえて、対象者に対する懲戒処分を決定する。
４　理事会において対象者に対する懲戒処分が決定した場合、対象者に対して書面にて以下の事項を告知する。
（１）処分の内容
（２）処分対象行為
（３）処分の理由
（４）対象者が処分決定に不服がある場合には、対象者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、本処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨
（５）不服申立手続きの期限（懲戒処分決定から１ヵ月以内）

（損害賠償）
第６条　競技者等及び役職員等は、第４条の懲戒事由に該当する行為によって本連盟に損害を与えた場合は、懲戒処分とは別に、本連盟の請求に従い、その損害の全部又は一部を賠償しなければならない。

（異議の申立て）
第７条　懲戒処分の決定に不服がある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に従って解決するものとする。

（規程の改廃）
第８条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則
この規程は、平成28年 9月26日から施行する。

平成28年９月26日 制定
令和２年４月17日 改正
令和５年12月22日 改正
令和８年７月16日 改正、令和８年８月１日　施行